

農業委員会だより



丹精こめたバラをどうぞ (大字角泉地内)

- ✔ 認定農業者・埼玉中央農協・農業委員会との情報交換会
- ✔ 農業委員さんのコラム
- ✔ 新規就農サポート事業を視察研修
- ✔ 農地の貸し借りには利用権設定が必要です
- ✔ 農業委員が改選されます
- ✔ 比企農業委員の集いを開催
- ✔ 編集後記



第 8 号

平成24年2月20日発行
発行：川島町農業委員会
編集：川島町農業委員会だより編集委員会
〒350-0192
埼玉県比企郡川島町大字平沼1175
電話 049(297)1811(代表)
049(299)1760(ダイヤルイン)

認定農業者と活発な意見交換

埼玉中央農協・農業委員会との情報交換会

12月15日、認定農業者協議会の皆さんと埼玉中央農業協同組合・町農業委員会の三者による情報交換会がJA埼玉中央川島基幹支店で行われました。

当日は、認定農業者11人をはじめ、関係者など36人が参加し、地域の実情を踏まえた農業経営の実現のため、活発な意見交換が行われました。主な内容を紹介します。

農業者 今後、TPPの関係もあり、空農地が増加してくると思われる。農協としてのどのような対応を考えているのか。

JA 農協では耕作放棄地を解消する目的もあり、農業経営



部門としてアグリサービスを

開設した経緯もあります。今後、行政等とも連携し、地域の農業者のご協力もいただきながら、耕作放棄地を増やさないよう事業を展開していきたい。

農業者 アグリサービスの今後の事業展開をどう考えているのか。また、今後は農地の運用について、農家の意向を把握するための詳細な調査も必要だと思う。それをベースにアグリサービスをどのように機能させていくかなどの計画性を十分に議論する必要があるのではないか。

JA 耕作面積を野菜は3反程度、5、6年先で米を10ヘクタール程度と考えています。基

本的には概ね5年程度の中で東部地区をモデル地区として運営していくこととしており、今後の進捗具合によつて、地域の拡大も判断させていただきます。なお、必要に応じて農家に対して意向調査をさせていただきます。

農業者 将来、遊休農地は増大してくると思う。農地の集積事業を関係機関が一体化した中で、行政、農協やアグリができる部分を複合的な形で組織化をして進める必要があると思う。継続的な事業として行っていくには重要な事業であり、資金的援助を行政にしていただけのような働きかけが必要ではないか。

JA 川島町をモデル事業として、アグリサービスの事業を始めましたので、行政への働きかけはしていきます。

農業者 農協では、農地利用集積田滑化事業として農地を仲介することも行うようだが、ある程度まとまった農地をあ

つせんしていただけないか。

JA 農地の大型化は農業政策で国が進めているものであり、地域の農業を守っていくというスタンスの中で、政策の流動的な部分も注視しながら対応させていただきます。

農業者 農産物直売所について、売上も年々下落傾向にあり、経営内容も不安定であると思う。経営管理の面からもう一步前進した指導ができないか。

JA 直売所は管内9か所にあり、運営は、生産者組合に任せている状況です。なお、価格や品質については、農協営農部を中心に指導しているところです。今後は、営農経済部とも連携を図りながら進め



ていきたい。

農業者 TPPの関係で農機具を買えない方もでてくると思うが、アグリサービスで農業機械のリース事業ができないか。

JA 現在のアグリ農機具保有台数を考えるとすぐに事業展開することは難しい状況です。全農で行っているリース事業を活用していただきたい。

農業者 農地の利用権設定の契約について、大規模に行っている農家にとっては、件数も大きく大きな負担である。

農委 利用権設定は相対の契約で、法に基づくものであり、ご理解をいただきたい。



昨年を振り返る

2011年3月11日、東日本大震災が発生した。原発事故による風評被害も放射能被害から解放されていない。また、福島県産の米のセシウム問題による出荷停止など、農家の方々や関係者は大きな衝撃を受けているのではないか。

心配された関東の放射能汚染は、ほとんどの県で検出されず、農家の皆さんも安心されたと思うが、被災地は今後もさまざまな支援が必要ではないか。一日も早い復興を願っている。

さて、そんな暗い世の中に明るい話題を提供してくれたなでしこジャパンの活躍は、被災者の方々や我々にも大いに勇気と感動を与えてくれた。

また、世界に目を向けてみるとヨーロッパ各国の財政赤字による信用不安、タイの洪水被害、エジプト・リビアなど中東の民主化運動「アラブの春」により、独裁政権が倒れたニューースなど歴史に残る出来事があった。

9月はじめに野田総理が誕生し新しい内閣がスタートした。「TPP参加に向けて関係諸国と協議に入る」と野田総理の発言があったが、国内の慎重派に

対して、どのように対応していくのか問題は山積している。国民への説明不足に不満をもらす声も多い。これでは、食料自給率を50%に上げるのとても無理な話になる。慎重派には参加しないようにも受け取れるが、果たしてどうなのか。

さまざま出来事があった一年であったが、2012年こそ日本にとつて、世界においても平和ですばらしい年でありますように願わずにはいられない。

(石川委員)

農業委員として感じたこと

東日本大震災及び原発事故による放射能汚染により農業は各種農産物の出荷停止、生産中止、風評被害も加わり甚大な被害を受けました。埼玉県では農産物等に直接の影響は少ないように思われますが、狭山茶の老舗茶園が倒産する事態も起こりました。

さて、震災後ほどの産業も大変厳しい情勢ですが、TPPの参加表明で特に今後の農業が心配されます。農業会議によると、農業関係では農産物の大量輸入により国内農産

物の生産減少が生じ、食料自給率は低下し、食料の安全供給確保と大きく矛盾します。

輸入増により農業人口は減少し、耕作放棄地が拡大、地域経済の荒廃にも直結するといわれています。これらを防止するには、国・行政等が農家に対し、元気になるための取り組み、現場で効果が実感できる政策は何か前向きに検討し、情報発信する必要があります。特に、次世代へ向けた後継者や新規就農者への支援強化が必要です。

川島町でも情熱のある若い人に対し、町・JA等が長期的に支援プログラムを提供する必要があります。また、地域でとれた新鮮で安心な農産物を地域で消費すれば、生産者と消費者が身近になり、農業に関心を持ち、荒廃農地も少なくなると思えます。そして、都市近郊で貴重になった私たち郷土の美しい田園風景が維持されると思えます。

終わりに、農業委員の任期も残すところ数か月になりましたが、任期まで頑張りますのでよろしく願います。

(矢部委員)

新規就農サポート事業を視察研修

神奈川県南足柄市農業委員会

町農業委員会では、10月21日、神奈川県南足柄市農業委員会を訪問し、新規就農サポート事業について視察研修を行いました。

南足柄市では、遊休農地の解消と食料自給率の向上を目指し、新たな農業参入システムを構築し、新規就農者が参入しやすいよう「新規就農サポート事業」を行っています。

この事業では、自立できる新規就農者の育成を図るため、柔軟性を持った市独自の新規就農基準を策定しています。就農希望者には、農業委員会で就農にかかる相談を行い、就農計画等を農業委員会で確認、承認のうえ、新たな就農者として認定されます。なお、利用権設定による貸し借りの耕作面積は千㎡以上としています。

また、補完的な担い手の確保として、小規模な農地でも耕作できるように、団塊の世代の定年退職者などを対象に農地面積が300㎡から千㎡の範囲内で農地を借り耕作できる市民農業者制度を推進しています。なお、この制度を活用し、3年間の耕

作経験を積むことで、自立できる新規就農者へステップアップできるように、農業委員会でサポートしています。

また、レクリエーション的な農地の利用を推進するため、耕作面積300㎡未満の農地を特定貸付や市民農園方式を利用し一般市民が借りて耕作できるようにしています。

このように、南足柄市では、新たな農業参入システムを構築し、事務局や農業委員の指導のもと新規就農者が農業に参入しやすい環境づくりを進めています。



視察研修の様子

農地の貸し借りには、 利用権設定が必要です

利用権設定による 農地の貸し借り

農地の売買や貸し借りをする場合、農地法第3条の規定により農業委員会の許可を受ける必要があります。この場合、貸した農地が戻ってこないのではないかと不安もあつたと聞いています。

そこで、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、意欲のある農業経営者を総合的に支援するため、基盤強化法による利用権設定により農地の貸し借りをすることができま

農地法第3条による 賃貸借と基盤強化法による 利用権設定の違い

農地法第3条の許可を得て賃借権を設定した場合は、契約期限が到来しても両者による解約の合意がない限り解除されませんが、基盤強化法による利用権を設定した場合は、契約期間が終了した時点で

貸し手に農地が戻りますので、安心して契約することができ

申し出は年2回

- ① 提出期限4月末日
- 5月農業委員会にて審議し、6月1日に農地利用集積計画告示、6月末に契約書の写しを送付
- ② 提出期限10月末日
- 11月農業委員会にて審議し、12月1日に農地利用集積計画告示、12月末に契約書の写しを送付

※申出書は農業委員会にあります。

農業委員会では、契約期間満了の約2か月前に貸し手、借り手の双方に期間満了の通知をします（借り手には継続する場合の契約書も同封します）。

なお、契約期間中でも双方の合意により途中解約もできます。

比企農業委員の集い が開催される

1月25日、「比企農業委員の集い」が比企管内の農業委員約170人が参加し川島町民会館で行われました。

会場では、農業委員の永年勤続者表彰が行われたほか、埼玉県における新規就農の課題と今後の対策について、県農林部農業支援課から情勢報告がありました。

また、講演会では、食文化研究家の永山久夫氏により、農業に関係した諸問題や地産地消とのかかわりについて講演がありました。



講演する永山久夫氏

平成24年5月 農業委員が改選されます

川島町では、平成21年5月に選任された農業委員が平成24年5月10日をもって任期が満了になります。

農業委員は、選挙による委員と選任による委員で構成され、次のような組織となっています。

◆農業委員会の組織

委員は、選挙による委員12人、農業協同組合・農業共済組合・土地改良区が推薦した理事または組合員の各1人、議会が推薦した学識経験者3人を町長が選任し、合計18人で構成されています。

◆委員の任期

- ・選挙による委員—3年
- ・選任による委員—選挙による委員の任期の満了または推薦団体の理事等でなくなった日まで

◆農業委員の役割

農業委員は、農家や農業者の代表として、農地行政の普及推進を図るほか、農家や地域農業の立場に立って要望や悩みに応えていく役割を担っています。

編集後記

早いもので農業委員になり間もなく3年、任期も残すところわずかとなりました。

この間、平成21年12月の農地法改正による農地制度の大きな変革や、22年の夏には稲の高温障害による米価下落、昨年は震災とそれに伴う津波、風評を含めた放射能被害、電力不足、加えてTPP交渉参加問題など農業にとって避けて通れない深刻な問題・課題が次々起り、その都度より正しい判断や対策が求められてきたと思います。この会報が、その判断や対策の一助になればと思うとともに、今後もより一層、内容の充実に向けていかなければと思っています。

発行に際し、ご協力いただいた方々に厚くお礼申し上げます。
(木村委員)

編集委員長 鹿山 柳治
編集副委員長 前嶋 勇男
編集委員 安田 昌生
猪鼻 文明
大澤 伊吉
木村 一男
横川 三男
石黒安太郎

相談役